



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー マ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 恩 田 饒  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 7 6 3 8 )  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 資 本 政 策 部 部 長 原 大 輔  
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

## 内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は、本日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 1. 基本理念

会社法に基づき内部統制システムの整備・構築を図ることは勿論のこと、企業倫理を重視し、公開会社としての社会的責任を意識した行動をする。

### 2. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および従業員の職務の執行が、法令および定款に適合し、かつ企業倫理の遵守および社会的責任を果たすため、「基本理念」を当社の行動規範とすると同時に、その関連社内規程を整備し、全役職員に周知徹底させる。
- (2) 監査役は、取締役会および経営会議に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容等が法令・定款・規程に基づき不備がないかを確認する。
- (3) 従業員が、法令・定款・規程に基づき職務を遂行しているかどうかを確認する機関である内部監査室の機能充実を図る。内部監査室は、その監査結果の重要事項を代表取締役に報告する。
- (4) 法令上疑義のある行為等については、従業員が代表取締役若しくは常勤監査役宛に直接情報提供を行うことのできるホイッスルラインを設置する。

### 3. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に関する情報の保存および管理に関しては、関連社内規程を整備し、適切に管理、保存する。
- (2) 取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

#### 4.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメントの対象となるリスクの分類を行い、各リスクに関する社内規程を整備する。
- (2) 組織横断的なリスク状況の監視および対応体制を構築する。

#### 5.取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、毎期、全役職員の共通目標となる事業計画書を策定し、その進捗状況を適宜レビューする。
- (2) 担当取締役は、その目標達成のために権限委譲を含めた効率的な達成方法を定め、定期的な進捗状況を取締役に報告する。

#### 6.企業集団における業務の適正性確保のための体制整備

- (1) 企業集団としての「行動規範」を策定し、全役職員への浸透を図る。
- (2) 代表取締役および監査役は、グループ会社の適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
- (3) グループ会社の取締役、従業員はグループ各社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当該会社の代表取締役または監査役に報告する。報告を受けた代表取締役または監査役は、適切な対応を行う。

#### 7.監査役がその職務を補助すべき補助者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する体制

- (1) 監査役会から職務補助のための補助者を求められたときは、独立した補助者を任命する。その際、取締役等からの独立性を確保するため、補助者の人事評価は監査役会が行い、補助者の人事異動および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (2) 監査役補助者は、業務の執行に関わる役職を兼務しない。

#### 8.取締役および従業員が、監査役会に報告をするための体制

- (1) 取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、およびその他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。
- (2) 監査役は、主要な稟議書その他社内の重要書類、および要請する関係書類・資料等を閲覧することができる。

#### 9.その他監査役が監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、役職員の監査役監査に対する理解、およびその環境の整備に努める。また、監査部門との定期的な意見交換会を開催するなどの連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。
- (2) 監査役は、必要と認めるときは、特定の事項について、内部監査室およびその他の部署に、監査の協力を求めることができる。
- (3) 監査役は、監査業務の充実と効率化を図るため、定期的に会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図る。